

一人親方労災保険加入のごあんない

～組合の福利厚生事業を利用して安心と安全を！！～

一人親方労災保険特別加入制度とは

労災保険とは労働者が仕事中のケガや通勤途上で事故に遭ってしまった場合の負傷・疾病・障害・死亡等に対して保険給付を行う国の保険制度ですが、この制度は基本的に労働者を対象としているため、一人親方や企業の役員等の労働者でない者は対象外とされています。しかし、これらの方々も労災補償を受けることができるように、特別に労災保険に任意加入が認められているのが一人親方労災保険の特別加入制度です。

一人親方労災保険に特別加入をするためには、事務組合を通じて申し込みをする必要があります。東京室内装飾事業協同組合では、労災保険加入の提供を行っています。



一人親方労災保険に加入するメリット

一人親方労災保険に特別加入をすると、給付基礎日額に応じた額の補償を受けることができます。なお、通勤途上での事故（通勤災害）においても一般の労働者の場合と同様に取り扱われます。その他にも、仕事中にケガをしても、自己負担なく無料で治療が受けられる！治療のために休業した場合、給付基礎日額に応じた額の休業補償の給付がある！障害が残った場合、障害の程度と給付基礎日額に応じた額の障害補償がある！仕事上の事故で死亡した場合、一定の遺族に遺族の人数と給付基礎日額に応じた額の遺族補償がある！元請会社又は所属会社にとっても、労災保険の特別加入をすることで仕事を委託する上で安心感があります。

組合で加入申込書をお渡しします。お気軽にご連絡ください。

手続きが簡単

納得の手数料

組合だから安心

加入できる方

当組合員から仕事を請け負っている一人親方（個人事業主又は法人の代表者で一人で事業に従事する方、もしくは年間延べ100日未満しか労働者を使用しない方で、労働者を使用する場合で、年間の使用日数が100日未満）。但し、粉じん作業、振動工具使用の業務、鉛業務、有機溶剤業務（軽微なものを除く）を扱われている方は別途ご相談となります。



お申込み・お問合せは組合事務局へ

東京室内装飾事業協同組合

TEL03-6721-5507 FAX03-6721-5340

東京都港区新橋5-23-7 6階